

税理士による所得税還付申告相談

税理士による、少額な所得の確定申告に関する相談を事前予約のうえ無料で行います。

○期間

2月2日(金)～15日(木) ※土曜、日曜、祝日を除く。

○対象

所得税が還付されるつぎの①から③に該当する人のうち、一定の条件に当てはまる人

- ①年金を受けている人
- ②給与所得者で医療費控除を受ける人
- ③年の途中で退職、就職した人などで年末調整を受けていない人

○注意

- ・必ず事前に相談の予約をお願いします。
- ・基本的には対面での相談ですが、相談者と税理士双方の合意の上、電話での相談も可能です。
- ・受付時間は、午前9時30分～正午、午後1時～4時です。
- ・相談内容により、無料にならない場合があります。

○相談当日にお手元にご用意いただくもの

- 【1】令和4年分以前(過去に申告した分)の所得税確定申告書
※初めての人は不要です。
- 【2】令和5年分「公的年金等の源泉徴収票」「給与所得の源泉徴収票」
- 【3】配偶者の令和5年分の「公的年金等の源泉徴収票」「給与所得の源泉徴収票」
※配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の適用を受ける場合。
- 【4】社会保険料の証明書・生命保険料などの控除証明書・ふるさと納税などその他証明書
- 【5】医療費控除もしくはセルフメディケーション税制を受ける人
 - ①医療費控除の明細書もしくはセルフメディケーション税制の明細書
 - ②医療費の領収書
 - ③特定健診などを受けたことを証明する書類(セルフメディケーション税制適用の人)
 - ④医療費通知書(健康保険組合などから郵送される書類)
 - ⑤保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの
- 【6】ボールペン
- 【7】電卓などの計算用具
- 【8】申告書作成後、直接税務署へ持参する場合はマイナンバー原本、身元確認書類
※還付金を振り込む預金の口座番号など(申告者名義のもの)をご用意ください。

○問合せ

税理士会春日部支部事務局 ☎ 048(738)7470

政治家の寄附の禁止について (公職選挙法第199条の2)

■「三ない運動」をご存じですか？

- ・政治家の寄附は禁止(贈らない)！
- ・政治家の寄附を求めない！
- ・受け取らない！

※みなさん一人ひとりが寄付禁止のルールを守って、
明るい選挙を実現しましょう。

問合せ 選挙管理委員会 ☎ (43)1111 内線 513



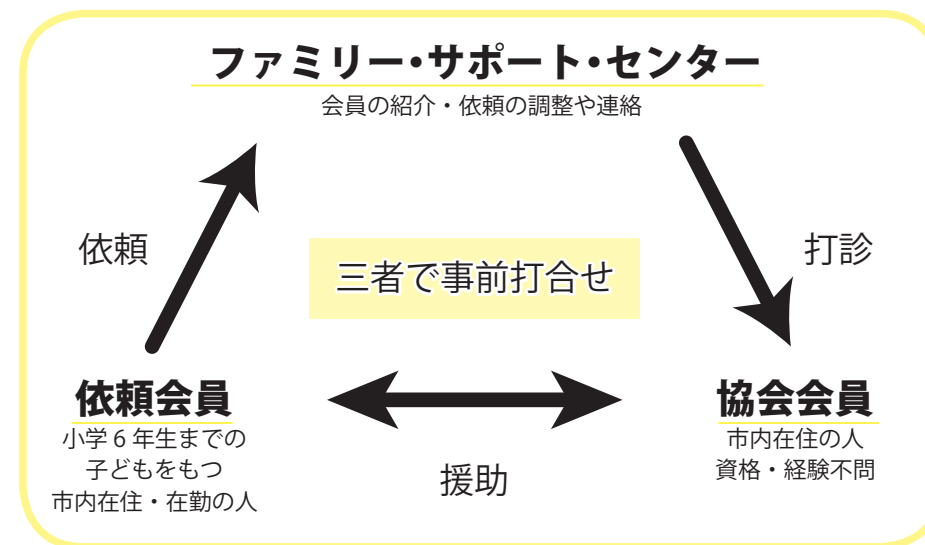
ファミリー・サポート・センター協力会員大募集!

問合せ ファミリー・サポート・センター ☎・FAX (42)8641

ファミリー・サポート・センターとは「子育て中の人」と「子育てを手助けできる人」が会員となり、
地域の子育てをサポートする組織です。協力していただける「協力会員」を募集しています。地域で子
育てを応援したい人、そして子どもが好きな人であれば資格は必要ありません。
ご協力よろしくお願いします。

▼報酬・利用料金

- 平日(月曜日～金曜日)
 - ・午前7時から午後7時
30分 350円
 - ・上記以外の時間帯
30分 450円
- 土曜、日曜、祝日と年末年始
30分 450円



▼サポート内容

- 保育施設の保育開始前や保育終了後の託児
- 保育施設への子どもの送迎
- 学校の放課後または学童保育終了後の託児
- 兄弟・家族の用事がある時の援助
- 保護者の求職活動時の援助
- そのほか、会員の育児に必要な時の援助

▼会員向け講習会開催

会員向け講習会や交流会を定期的に行い、スキルアップや情
報交換もしています。(AED講習、調理実習、子育てについての
講習など)

★協力会員さんの声★

- ・今年になって新規に登録し、9月から小学生の送迎援助を始め
ました。自分の子は大人になってしまったので、お子さんが
可愛くて可愛くて…。一緒に過ごす時間がとても楽しみです。
- ・保育所の送迎をお手伝いしています。最初は緊張していたお
子さんも少しずつ慣れてきて、いろいろお話ししてくれるよ
うになりました。
- ・半日授業の日などの小学校のお迎えをしています。いつも礼
儀正しくて、車の中で教科や給食、サッカーの事などたくさん
話をしてくれます。

※詳しくはお気軽にお問い合わせください。

